

公益財団法人栃木県スポーツ協会とちぎスポーツ医科学センター倫理審査委員会設置規程

第1条(設置)

公益財団法人栃木県スポーツ協会(以下「協会」という。)とちぎスポーツ医科学センター(以下「医科学センター」という。)において行われる検査において、医療的行為を含むスポーツ医科学に係る調査研究の適切な推進を図るために、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条(委員会の職務)

委員会は、医科学センターにおいて行われるスポーツ医科学に係る調査研究について、科学的な立場及び倫理的な立場から審査し、指導を行う。

2 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条(組織)

委員会は、次の各号に掲げる委員で構成され、かつ、男女両性で構成されなければならない。

- (1) 協会理事のうちから1名
- (2) 医科学センターの博士もしくは修士を有する職員のうちから3名
- (3) 医師もしくは医学・医療の専門家1名
- (4) 医科学センター職員以外の倫理・法律を含む人文・社会科学分野の学識経験者1名
- (5) 医科学センター職員以外の有識者1名
- (6) その他参加の必要が認められる者若干名

2 委員会に委員長を置き、協会理事長が指名する。

3 委員長は副委員長を指名する。副委員長は、委員長の補佐を行うとともに、委員長が他の職務により委員長職を行えない場合、若しくは事故ある時はその代理を務める。

4 第1項第1号に規定する委員は協会理事長が指名し、同項第2号に規定する委員は医科学センター長(以下「センター長」という。)が指名する。同項第3号から第6号に規定する委員は、協会理事長が委嘱する。

5 委員の任期は当該年度の1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条(会議)

委員会は協会理事長が招集する。

2 委員会は委員長が議長となるとともに、会務を総括する。

3 調査研究に携わる者は、調査研究計画書を作成し委員会に提出する。なお、必要があれば、会議に出席し内容を説明することができる。

4 本会は年1回以上開催することとする。なお、必要がある場合は、協会理事長が臨時に招集することができる。

5 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、前条第1項第4号又は第5号の委員が1名以上出席しなければならない。ただし、書面もしくはオンライン会議による審査を行った場合は、出席とみなすことができる。

6 審査対象となる研究に関連する委員は、当該の研究の審査に関与してはならない。ただし、委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することができる。

7 次の号に掲げる事項の審査については、委員長の判断により、委員長が指名する委員による迅速審査手続きによる審査にゆだねることができる。ただし、委員長は、迅速審査の結果について、その審査を行っ

た以外の全ての委員に報告しなければならない。

- (1) 多機関共同調査研究であって、既に当該研究の全体について、多機関の倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- (2) 調査研究計画書の軽微な変更に関する審査。
- (3) 侵襲を伴わない調査研究であって介入を行わないものに関する審査。
- (4) 軽微な侵襲を伴う調査研究であって介入を行わないものに関する審査。

第5条(情報公開)

委員会は、組織及び委員名簿を倫理審査委員会報告システムに公表をする。その他、委員名簿を、医科学センターホームページへ掲載し公開する。

第6条(事務局)

委員会の事務局は、医科学センターに置く。

第7条(その他)

この規程に定めるもののほか、委員会の会議運営上必要な事項については、委員会において定める。

附則

この要領は、令和3年4月30日から適用する。